

第16条（公表）

（公表）

第十六条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定に違反している事業者に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

1 本条の概要

本条は、内閣総理大臣が、法第11条第1項及び第2項の規定に違反している事業者に対し、法第15条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

公益通報対応義務等について、事業者に制裁を与える手段として、内閣総理大臣の公表の権限が規定された。

なお、育児・介護休業法第56条の2の規定による厚生労働大臣の公表の権限は、事業主の努力義務違反を対象としていないところ、本条の内閣総理大臣の公表の権限についても、中小事業者の努力義務違反は対象とされていない。